

弘前圏域空き家・空き地バンク物件登録奨励品贈呈要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村及び西目屋村（以下「弘前圏域構成市町村」という。）で形成する圏域内（以下「圏域内」という。）の空き家及び空き地の利活用を促進するため、弘前圏域空き家・空き地バンク（以下「バンク」という。）への物件登録にインセンティブを付与することで、物件登録数の増加を図るもの。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅又は併用住宅（延べ面積の過半を居住の用に供するものをい、長屋及び共同住宅を除く。）をいう。
- (2) 空き家 圏域内に存する住宅で、現に人が居住せず、かつ、現に人が使用していないもの又はこれらと同様の状態にあるもの及びそれらの敷地をいう。
- (3) 空き地 圏域内に存する建築物の建っていない土地で、現に利用されていない土地をいう。
- (4) 空き家等 空き家及び空き地をいう。
- (5) 弘前圏域空き家・空き地バンク 弘前圏域空き家・空き地バンク協議会が設置する圏域内の空き家等の情報を提供する制度をいう。
- (6) 弘前圏域空き家・空き地バンク協議会 公益社団法人青森県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会青森県本部、株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫及び弘前圏域構成市町村で設立したバンクを運営する団体（以下「協議会」という。）をいう。

(贈呈対象者)

第3条 奨励品贈呈の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 弘前圏域空き家・空き地バンク実施要綱（以下「バンク実施要綱」という。）第4条に規定する物件登録者であること。
 - (2) 登録する空き家等が、これまでバンク実施要綱第11条に規定する登録抹消をしていないこと。（売買契約等による、当該物件の利活用に伴う登録抹消を除く。）
 - (3) 令和5年4月1日以後にバンクに物件登録する者であること。
 - (4) バンク実施要綱第8条に規定する物件登録後、1年以内に同第11条に規定する登録抹消をしないこと。（売買契約等による、当該物件の利活用に伴う登録抹消を除く。）
- 2 前項の規定に係わらず、協議会の会長（以下「会長」という。）が適当でないとする

者は贈呈対象者から除く。

(贈呈申込)

第4条 奨励品の贈呈を申し込む者（以下「申込者」という。）は、バンク実施要綱第6条第1項に規定するバンク物件登録申込書と併せて、物件登録奨励品申込書兼誓約書（様式第1号）を提出するものとする。

2 奨励品は、単年度予算の範囲内において贈呈する。ただし、年度途中において協議会の当該予算に補正が生じたときは、当該補正後の額とする。

3 奨励品の贈呈は、1物件に対して1回とする。

4 奨励品の贈呈は、弘前圏域構成市町村で申込を受け付けた先着順とする。

(奨励品贈呈)

第5条 会長は、前条に規定する申込書の内容を審査し、第3条の要件を満たしていると認めるときは、奨励品を贈呈する。

(奨励品)

第6条 奨励品は、別に定める「物件登録奨励品カタログ」の中から申込者が希望する奨励品を一つ贈呈する。

(奨励品返還)

第7条 会長は、贈呈対象者が、贈呈を申し込むにあたり虚偽の申請をした場合、又は第3条の要件に違反があった場合は、期限を定めて、当該奨励品相当額の返還を命じることができる。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、奨励品の贈呈に関し必要な事項は、会長が定める。

(施行期日)

第9条 この要綱は、告示日から施行する。

附 則

(経過措置)

1 令和5年4月1日からこの要綱の施行の前日までに、弘前圏域空き家・空き地バンク実施要綱の規定の物件登録した者は、贈呈対象者とみなし第4条に規定する贈呈申込を受け付ける。